

佐賀県告示第二十八号

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和四十一年佐賀県告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一項第四号二中「供与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改め、同項第五号中「からへまで」を「及び口」に改める。

様式第一号の裏面、様式第六号の裏面及び様式第七号の裏面を次のように改める。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

上記2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程の規定により提出されている入札参加資格認定申請書及び入札参加資格承継承認申請書（以下「認定申請書等」という。）は、この告示による改正後の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程の規定により提出された認定申請書等とみなす。